

第 1 回変更（平成 2 0 年 7 月 9 日変更）における変更箇所

1. 次の事業が、まちづくり交付金の対象に認められたことにより「（４）国の支援がないその他の事業」から「（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特別措置に関する事業」に移行

変更前 ページ	変更後 ページ	事業名称
P 83	P 82	賑わい再生ロード調査事業
P 91	P 90	図書館移転事業
P 95	P 95	公営住宅等整備（滝川市営住宅栄町団地）

2. 次の事業が、都市再生整備計画（滝川市にぎわい再生地区）に位置づけられたことにより、支援措置（まちづくり交付金）の実施時期及び目標達成のための位置づけ及び必要性を追加

ページ	事業名	支援措置の実施時期	目標達成のための位置づけ及び必要性
P 90	図書館活用向上調査事業	H22～H24	図書館活用向上調査事業は、図書館の利用状況、ニーズ調査（蔵書のデータベース化によるネット検索システムにより実証実験を行う）を行い、開架図書の拡大、利用者の増加、利便性の向上方策を検討、実施することにより中心市街地の集客力を高め、中心市街地活性化に資する重要な事業である。
P 95	市営住宅駐車場整備事業	H22	街なか居住を推進するためには、居住者の利便性向上のため、駐車場が不可欠である。20戸のうち自家用車を持たない高齢者世帯も考慮して駐車場整備は18台分を予定する。 駐車場の整備においては、「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」に基づき、住宅づくりとともに犯罪の発生しにくい構造に配慮する。 住みやすい生活ステージ形成のために、街なか居住推進を目標とする、中心市街地活性化のために必要な事業である